

26 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障施策に要する経費

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 79,900 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 293,879 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税分	その他
社会 福祉	障害者総合支援事業	263,900	195,787			56,626	11,487
	障害者等交通費助成事業	1,343				1,343	
	乳幼児養育手当支給事業	4,750				4,750	
	心身障害児等交通費助成事業	110				110	
	小計	270,103	195,787			62,829	11,487
社会 保険	簡易脳・心血管ドッグ助成事業	878				878	
	小計	878				878	
保健 衛生	健康増進事業	6,656	469		425	4,961	801
	母子保健推進事業	6,450	1,128		642	2,328	2,352
	予防接種経費	9,792			580	8,904	308
	小計	22,898	1,597		1,647	16,193	3,461
	合計	293,879	197,384		1,647	79,900	14,948

※「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日総務省通知)により、消費税率の引上げにより増加した地方消費税交付金について、使途を明確にした資料を予算説明資料等で明示するよう指示があったため、参考資料として明示するもの。